

3 つくし野三丁目 地区街づくりの方針

- 憲章の①～⑤街づくりの目標ごとに、その目指す方向や条件、アプローチ方法等「実現に向けての基本方針」を定めています。
- 方針の前文に規定した「街づくり委員会」は、自治会と連携しながら、「地区街づくり計画」の具体化及び実現状況をチェックする組織体です。

「つくし野三丁目街づくり憲章」が目指す街を実現するため、住民が主体的に取り組む基本方針を次のように定めます。これらの基本方針を具体化するとともに、地区街づくりプラン全体の内容が時々の状況に適っているかを定期的に見直すため、住民による「街づくり委員会」を設けます。

(1) 今まで築き上げてきた良好な住環境と美しい街並みを維持し、さらに向上させます。

- ・住環境と景観を維持・向上するために、現在、つくし野三丁目に住んでいる人だけでなく、これから住む人にも守っていただけるよう、具体的な事項を定めます。

(2) 花や樹木などの緑を育て、公園や道路などの美観を守り、街全体を美しく清潔に保ちます。

- ・住民がそれぞれに草花や樹木を植え育てるよう努め、花と緑で彩られた魅力ある街を目指します。
- ・すべての人が、公園・道路・公共施設などを、汚さず傷つけず大切に利用するように努めます。また、地域全体で清掃活動などを実施し、資源回収や廃棄物減量に積極的に取り組み街を清潔に保ちます。

(3) 子どもやお年寄りに優しく、安全で安心な住みよい街を創ります。

- ・子どもやお年寄り、体の不自由な人などが、安全で安心に暮らせる街を目指して、不審者・犯罪情報の周知、地域パトロール、こどもの見守りなどの防犯活動や交通安全対策に力を入れます。また、地震などの災害に備えて自主防災組織を結成し、防災訓練や防災マップの作成などを行います。これらの防犯・防災活動は、市、警察署、消防署、消防団、近隣の自主防災組織などと協力しながら取り組みます。
- ・子どもの遊び場やお年寄りの施設、この地区の交通ニーズに合致した交通手段、お年寄りや体の不自由な人のサポート組織などの導入に努めます。

(4) 互いに助けあい・支えあい、地域活動に参加・協力して、友好な近隣関係と良好なコミュニティを創ります。

- ・日頃から住民が互いに助けあい、支えあう友好的な近隣関係と良好なコミュニティを目指して、各人が思いやりの心を持ち、ご近所の声かけや助けあいを行うとともに、地域貢献活動、ボランティア活動に積極的に参加・協力するように努めます。
- ・自治会や花みずき会、こども会、趣味のサークルなどの行事や活動を通して、子どもからお年寄りまで多くの住民が交流し、ふれ合い、世代を超えて地域のコミュニケーションを図るよう努めます。

(5) すべての住民にとって、いきいきと暮らしやすく、次の世代にも引き継げる街となるよう努力します。

- ・すべての住民がそれぞれの生活の質を維持し向上できるような、いきいきと暮らしやすい街を目指します。
- ・地域の行事、お祭り、広報活動などを通して、住民のつくし野三丁目に対する関心と理解を深めます。そして、地域への愛着心を養うことにより、子どもが大人になっても住み続けたいと思い、大人が誇りを持って次の世代に引き継げるような街を目指します。